

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長		
税 目	所得税・法人税（措法第 1 2 条、第 4 5 条、第 6 8 条の 2 7）		
要 望 の 内 容	<p>半島振興対策実施地域として指定された地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業の事業の用に供する設備（取得価額の合計額 2,000 万円超）の新設又は増設した場合の特別償却制度（機械・装置：10/100、建物・付属施設：6/100）の適用期間を 2 年延長する。</p> <p>。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲600 百万円の内数）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という。）は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えていることため、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島地域において、半島循環道路、下水道等の交通・生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業を振興することにより、雇用の場の確保等を行い、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化を図り、半島地域におけるコミュニティの維持・再生に資する。

(2) 施策の必要性

半島地域においては、地理的条件不利性により、若年層を中心とした人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するためには、雇用の場の確保、地域住民の所得水準の向上等を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済を活性化する必要がある。

政府は、「新成長戦略」において、地域の活性化の戦略として、農山漁村の6次産業化等による農林水産分野の成長産業化を明示し、また、「『食』に関する将来ビジョン」においても、集落型ビジネスの創出等の取組により、地域の活性化を図ることや、今後取り組むべき施策の方向として、地域資源を活用した「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」することを打ち出している。

これらを踏まえ、半島地域において重要な位置を占める製造業について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにするとともに、半島地域に恵まれている地域資源（海洋資源、森林等の自然資源、歴史・文化等の観光資源）を有効に活用し、地域の強みを活かした産業を創出する取組を支援する必要がある。

また、本特例の適用期間が延長されることにより、引き続き民間事業者の半島地域への進出や設備投資を促すインセンティブが与えられ、また、半島地域の特性を生かした新たな産業の振興により、地域における一層の雇用創出と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものである。

仮に本特例の適用期間が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞して、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、若年層の流出に拍車が掛かり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。

以上のようなことから、本特例措置は必要不可欠のものであり、適用期間の延長が必要である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策評価体系における位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《政策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>（4）集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、（中略）農村コミュニティの維持・再生を図るため（中略）の取組を拡大することが求められている」</p> <p>○半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 13 条の 2（農林水産業の振興） 「国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。」 ・ 第 15 条の 2（地域間交流の促進） 「国及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、半島地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることにかんがみ、半島振興対策実施地域の活性化に資するため、観光その他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。」 ・ 第 16 条（税制措置） 「国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。」 <p>○新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>（4）観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「（前略）離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」</p>
---	--	--	--

		<p>～農林水産分野の成長産業化～ 「（前略）いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携（中略）等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」</p> <p>○「食」に関する将来ビジョン（平成22年12月21日決定） Ⅱ 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化 「（前略）地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」</p> <p>Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向 プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化 （2）6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進 「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」</p>
	政策の達成目標	<p>① 半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、全国の変化率（対前年比）を継続的（2年連続）に上回ること。 ② 半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）について、全国の変化率を継続的（2年連続）に上回ること。</p> <p>※ 観光入込客数とは、観光地及び行祭事・イベントのため地域外から訪れた人の数を指す。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	<p>① 半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、全国の変化率（対前年比）を2年連続で上回ること。 ② 半島地域における観光入込客数の変動（対前年比）について、2年連続で全国水準以上の伸びを示すこと。</p>
	政策目標の達成状況	<p>前回要望時の目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の達成状況については、基準値である「H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%」と比較して、直近（平成21年度末～23年度末）の年平均人口減少率は1.10%である。</p> <p>この要因として、条件不利地域である半島地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。</p> <p>なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記達成目標に変更する。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	過去の適用実績に基づいて平均値を推計すると、平成25年度以降は年平均64件程度と推測。

		<p>要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>全国的に製造業の立地件数が減少傾向にある中、過去5年間の平均で、新規立地企業の約50%が特別償却制度を活用していることから、本特例措置は企業立地のインセンティブを高めていると考えられる。さらに、新規立地に際して過去5年間で、1件当たり平均30名程度の雇用が創出されていることから、雇用創出効果も有している。このように本特例措置には、企業誘致や雇用創出を通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p> <p>また、半島地域における農林水産物等の地域資源を活用した事業については、半島地域の利点を生かした業種であり、立地のニーズもある。本特例措置の対象業種とすることで、積極的な誘致と雇用の創出が期待される。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>		<p>・減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税） 半島振興法第17条、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>		<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 6,778百万円（H24当初、国費） （定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援。）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>予算上の措置は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 それに対して、本特例は、個々の民間事業者の半島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に半島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、半島地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>(1) 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、</p> <p>(2) 融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があること</p> <p>から、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。</p> <p>仮に本特例の適用期間が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞して、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <p>このため、本特例は必要不可欠のものであり、引き続き適用期間を延長する必要がある。</p> <p>本特例措置は、半島振興対策地域全体の製造業、農林水産物等販売業を対象としているものであり、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるもの</p>

		<p>であり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和 61 年に創設され、これまで累次の延長が行われてきた。この間、適用件数は安定的に推移している。半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続し、引き続き地域経済の底支えを行う必要がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成 21 年：55 件 減収額 1,156 百万円 平成 22 年：86 件 減収額 493 百万円 平成 23 年：47 件 減収額 343 百万円 (いずれも法人税分を含む。)</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>半島地域においては、全国と比較して人口減少・高齢化が加速的に進行しており、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となっている。このような厳しい状況にあっても、適用企業の中には、特別償却を適用した企業が地元の農林水産物を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながったといった例も見られる。また、製造業については、新規立地に際して過去 5 年間で、1 件当たり平均 30 名程度の雇用が創出されている。</p> <p>これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自発的な発展に寄与する等の有効性を有していると考えられる。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の半島地域への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 (基準値：H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%)</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>基準値である H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 21 年度末～23 年度末)の年平均人口減少率は 1.10 %である。</p> <p>この要因として、条件不利地域である半島地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(製造業) 昭和 61 年度：創設 昭和 63 年、平成 2、4 年度：適用期間の 2 年延長 平成 6 年度：適用期間の 1 年延長 平成 7、9、11、13、15、17、19、21、23 年度 : 適用期間の 2 年延長 (農林水産物等販売業) 平成 23 年度：追加</p>	